

令和8年度



市営住宅 HP

新潟市 市営住宅 入居申込み ご案内

募集期間

令和8(2026)年3月2日(月) から 令和8(2026)年10月13日(火) まで

申込みに必要なもの

「令和8年度 市営住宅入居申込書」(郵送も可。ただし申込締切日必着)

注意事項

- ・申込みは、1世帯につき1回に限ります。
- ・同一世帯で複数の申込みが確認された場合には、全ての申込みが無効となります。
- ・入居者資格等について本冊子をお読みの上、お申し込みください。



問合せ・申込み先

【平日:8:30~18:00、土曜日:8:30~12:00】 ※ 休祝日除く

担当区	担当サービスセンター	住所(申込書送付先)	電話番号
北区・東区	万代 サービスセンター	〒950-0088 中央区万代4丁目1番8号 文光堂ビル2階	025-374-5410
上記以外の区	白山 サービスセンター	〒951-8131 中央区白山浦1丁目614番地5 白山ビル1階	025-234-5252

申込みを考えられている皆様へ（必ずお読みください）

市営住宅は住宅にお困りの方のために、周辺の民間賃貸住宅に比べ、低い家賃設定となっています。一方で、市民の税金により維持されている“市民の財産”であることから、市営住宅の利用には民間賃貸住宅とは異なる決まりごとがあることをご承知おきください。

◎ 浴室に風呂設備がない住戸があります。

浴室に風呂設備がない住戸については、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けいただくか、レンタルとなります。レンタルは、新潟県住宅供給公社(025-285-6111)で行っています。

◎ 住戸内の設備は入居される際にご用意ください。

エアコンやガスコンロ、カーテンレール、居室の照明器具、網戸などは設置されていません。(22 ページ以降の市営住宅一覧で、風呂設備に「ユニットバス」の記載が入っている住宅を除き、台所、洗面所に給湯設備はありません。)

◎ 全ての住戸にテレビアンテナが設置してあります。

テレビの受信設備は住宅や棟にとって異なりますが、全ての住戸において地上波視聴のためのテレビアンテナは設置してあります。衛星波の受信については市営住宅サービスセンターにお問い合わせください。また、ケーブルテレビについては住居内に回線を個別に引き込むことは出来ません。

◎ ペットの飼育はできません。

新潟市の市営住宅では、盲導犬等の補助犬を除き、ペットの飼育を禁止しています。

◎ 入居者間トラブルは入居者どうしで解決してください。

騒音や迷惑行為といった入居者間のトラブルは入居者どうしで解決してください。

◎ 入居者みなさんの自治組織で運営されています。

市営住宅は、入居者のみなさんで共同して維持管理・運営されています。自治会等を組織しているのが一般的ですが、詳しくは入居の際に、住宅管理人などへご確認ください。住宅の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

◎ 清掃・草刈り、除雪などは入居者のみなさんで行ってください。

駐車場を含む市営住宅敷地や建物内の清掃、除雪などは市では行いません。入居者のみなさんで協力して行ってください。

◎ 住宅使用料(家賃)とは別に共益費がかかります。

共益費とは、市営住宅内の外灯、共用部分の照明、エレベーターなどの電気代や共用部の散水栓の水道代など、入居者のみなさんが共同で使用するものに要する費用です。入居者のみなさんでご負担いただいています。

◎ 住宅使用料(家賃)や駐車場使用料は毎月必ず納付してください。

納付が滞りますと、入居者に通知を行います。明渡請求や法的措置を行う場合があります。経済的な事情などにより納付が困難な場合は、住宅使用料や駐車場使用料が減額される場合もありますので、ご相談ください。

◎ 市営住宅のルールを守ってください。

市営住宅入居にあたって、誓約書兼同意書を提出していただきます。また、7ページ記載の申込み注意事項をご確認ください。

目次

申込みから入居までの流れ	4
抽選会から入居までのスケジュール	5
入居者資格	6
申込み注意事項	7
抽選優遇について	9
月額所得の計算方法	10
申込者資格収入基準早見表	15
申込み・入居についてのよくある質問	16
入居者資格審査の必要書類	18
契約の必要書類	20
その他種類別入居募集（別途申込みが必要です）	21
市営住宅配置図・一覧表	22
市営住宅入居申込変更届について	46
市営住宅の問合せ・申込み先	48

申込みから入居までの流れ

1 申込書を入手する。

- ・募集案内冊子（この冊子）と申込書（裏面：誓約書）を、下記窓口で入手します。
 - ・万代サービスセンター
 - ・白山サービスセンター
 - ・各区役所の建設課
 - ・出張所、連絡所
 - ・新潟県住宅供給公社
 - ・新潟市HPからダウンロード

2 入居者資格に該当するかを確認する。

- ・6ページに記載の入居者資格を満たさない方は申込みができません。

3 申込みをする。

- ・48ページに記載の窓口へ申込みをします。（市営住宅サービスセンターのみ郵送可）
- ※ 表紙に記載の募集期間を過ぎた場合は受け付けできません。
- ※ 申込内容を変更したい場合や、申込みを取り消したい場合は、47ページの「市営住宅入居申込変更届」をいずれかの市営住宅サービスセンターに提出してください。

4 抽選会案内が届く。（抽選日の概ね1週間前）

- ・申込時のご希望（地域・居室数）に合う抽選物件が出た場合のみ、案内を送付します。
- ※ 案内を送付しない（抽選物件が無い）場合もあります。

5 抽選会に参加する。

- ・ご希望の物件がある場合、抽選会にご参加ください（参加必須、代理も可）。
- ・公開抽選により入居者を決定します。
- ・複数の物件がある場合は当選された方から順に選んでいただきますので、案内が届きましたら、あらかじめ入居したい物件の優先順位を検討しておいてください。
- ・抽選会には、抽選会案内をお持ちください。2回目以降の方はポイントカード（紛失した場合のポイントは無効）をお持ちください。

当選された場合

落選された場合

次の抽選会に申込時のご希望に合う物件が出た場合、抽選会案内が届きます。
（抽選会ごとに申込みをする必要はありません。）

6 入居者資格審査のための書類を提出する。

- ・入居者資格を、住民票や市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書等にて審査しますので、18ページ以降の「入居者資格審査の必要書類」を提出してください。
- ※入居者資格を満たさなかった方や、偽った方は入居を取り消す場合があります。

7 入居説明会に参加する。

- ・20ページの「契約の必要書類」を提出していただき、書類に不備がなければ住宅のカギをお渡しし、市営住宅を使用する上でのきまりなどについて説明します。

8 入居

- ・入居可能日（次のページ参照）から14日以内に入居してください。


抽選会から入居までのスケジュール

	申込締切日	抽選会	入居説明会	入居可能日
第1回	4月9日(木)	4月23日(木)	5月27日(水)	6月1日(月)
第2回	6月10日(水)	6月25日(木)	7月24日(金)	8月1日(土)
第3回	8月12日(水)	8月27日(木)	9月25日(金)	10月1日(木)
第4回	10月13日(火)	10月29日(木)	11月26日(木)	12月1日(火)

※ 抽選会の対象物件は、抽選会の行われる月初めの開庁日に、市HP等で公開されます。

※ 秋葉区・南区・西蒲区の抽選会は、上記の抽選会開催日の前日に実施される場合がありますので、送付する抽選会案内に記載の抽選日を確認してください。

○ 抽選会に関する用語など

	詳細
抽選物件	入居可能日までに空家修繕が終わる見込みの住戸
抽選会案内 (概ね1週間前に郵送)	申し込んだ地域・居室数の抽選会案内を郵送  入居可能な住戸がない場合、案内は送付されません
抽選会場(予定)	新潟市民プラザ、新潟市役所本庁舎 等 ※次の区内にある市営住宅は、区役所で抽選会を行います ・秋葉区内の住宅 ⇒ 秋葉区役所 ・南区内の住宅 ⇒ 南区役所 ・西蒲区内の住宅 ⇒ 西蒲区役所 ※西蒲区役所は庁舎建替え工事のため、別の会場で実施することがあります。 送付された抽選会案内にて会場をご確認ください。
抽選単位	地域・居室数(2室以下/3室以上)別に抽選
補欠当選者	若干名選出、当選者が辞退した場合にご連絡します
ポイントカード	1回出席ごとに1個押印
入居説明会	入居に関する注意事項等を説明します

入居者資格

下記の条件のうち、一つでも該当しないものがある場合は、申し込むことができません。

- 申込者は、成人である。
- 持ち家がない。
(ただし、売却や取壊しが決まっている場合には申込みができます。20 ページ記載の書類が必要になります。)
- 市営住宅の入居者でない。
(ただし、入居名義人の同居親族が世帯分離する場合は、申込みが可能です。)
- 税金等の滞納がない。
- 申込者及び同居しようとする親族(内縁関係にある者及び婚約者を含む。以下同じ。16 ページ参照)は、暴力団員でない。
- 独立の生計を営んでいる(被扶養者のみでの入居はできません。)
- 親族と同居して入居する。また、婚姻している場合は配偶者と同居する。
(夫婦の別居はできません。)
- または、次のいずれかに該当し、単身で入居する。

単身入居要件

- ① 60歳以上の方。
- ② 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する。
- ④ 上記精神障がい程度に相当する療育手帳を持っている。
- ⑤ 生活保護を受けている。
- ⑥ 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者又はDV被害者に該当する。

- 月額所得(計算方法は10 ページ以降)が、次の入居者基準のいずれかに該当する。
 - 158,000円以下 (改良住宅入居可)
 - 158,000円を超え 259,000円以下である、所得上限緩和世帯(改良住宅入居不可)

所得上限緩和世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。

- ① 60歳以上の方のみの世帯、又は60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯
- ② 小学校修了前の子ども又は妊娠している者がいる世帯
- ③ 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する方がいる世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する方がいる世帯
- ⑤ 上記精神障がい程度に相当する療育手帳をお持ちの方がいる世帯
- ⑥ 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者又は戦傷病者に該当する方がいる世帯

※ 申込書裏面の誓約書に記入の上、誓約していただきます。

※ 抽選会当選後や入居後に、誤りや虚偽の申告が判明した場合、入居が取消しとなりますのでご注意ください。また、当選された時点で収入の状況が変わり、上記の基準を超える場合も入居できません。

申込み注意事項

■ 期限付入居

- ・新規入居時から原則10年間の期限付入居です。（一部の住宅と一部の世帯を除く）
- ・対象住宅については、22ページ以降の『市営住宅配置図・一覧表』でご確認ください。
- ・期間満了後も入居継続を希望し、入居者資格を満たす世帯については、5年間の再契約が可能です。なお、再契約の際には、再度請書等を用意していただきます。

※入居名義人が①～⑤のいずれかに該当する世帯は、再契約の必要なく、入居を継続できます。

- | |
|------------------------------------------------------|
| ① 令和9(2027)年3月31日時点で50歳以上の方。 |
| ② 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する方。 |
| ③ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する方。 |
| ④ 上記精神障がい程度に相当する療育手帳を持っている方。 |
| ⑤ 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者又はハンセン病療養所入所者に該当する方。 |

※子育て世帯向住宅は上記①～⑤に該当する場合でも10年間の期限付入居となります。

■ 対象者を限定した住宅

- ・本申込みで下記の対象者を限定した住宅にも併せて申込みができます。

子育て世帯向住宅	
申込要件	小学校修了前（平成26年4月2日以降生まれ）の子ども又は現在妊娠中の方がいる世帯
住戸	関屋大川前住宅、古町みなと住宅、シルバークラウド早川町住宅、西湊町通1ノ町住宅、藤見町第1住宅A・B号棟、藤見町第2住宅、石山住宅C11・C12棟、亀田向陽住宅、小針第2住宅

※子育て世帯向住宅のみ、抽選会の出欠にかかわらず抽選資格がありますので、抽選会を欠席されても、当選者には抽選後に連絡します。（当選時点で申込要件を満たしていない方は入居できません）

※子育て世帯向住宅は10年間の期限付入居です。期間満了時点で入居者資格を満たす方は5年間の再契約ができます。

おもいやり住宅	
申込要件	60歳以上の方がいる世帯 または 階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯
住戸	3階建て以上の住宅の1階（4室以上の住戸を除く）は上記要件に該当する世帯のみ入居可

※下肢不自由1～2級の方は身体障害者手帳の写し、それ以外の方は診断書を提出していただきます。（20ページ参照）

■ 誓約書 兼 同意書

入居者資格審査時に、誓約事項の遵守及び同意事項に同意する旨の誓約書兼同意書をご提出いただきます。誓約と同意をされない場合は、入居できません。次項に掲載している見本をご確認ください。

■ 部屋の状況について

前入居者の退去後、必要な部分の修繕は行っておりますが、多少の傷みや汚れはございますので、あらかじめご了承ください。

見本

誓約書 兼 同意書（市営住宅入居用）

（宛先）新潟市長

このたび、市営 住宅 棟 号室に入居するにあたり、入居名義人として、下記について誓約・同意します。市営住宅入居後、私又は同居人が誓約内容に違反した場合は、改善の指示を受け、また、市営住宅からの退去請求等の不利益を被ることになっても異議を申し立てません。

- ◆ 同居者の転出等、世帯構成に変更が生じた場合は14日以内に市に届け出ます。
- ◆ 住宅内で営業活動を行う等、住居目的以外の行為をしません。
- ◆ 入院や旅行等で20日以上住宅を空けるときは指定管理者へ連絡します。
- ◆ 安否確認において、ドアのカギや窓等を破壊された場合の原状復旧費用を負担します。
- ◆ 犬・猫または人の生活に影響を与える動物を継続的、一時的に飼育しません。
- ◆ 市の許可なく模様替えや増改築をしません。
- ◆ 法令や条例、「市営住宅使用のしおり」等に記載のとおり修繕費用を負担します。
- ◆ 火災や漏水などの発生防止や被害の軽減に努めます。
- ◆ 共用の住宅設備における経費は入居者で負担・徴収を行い、共同で管理します。
- ◆ 駐車場を含む住宅敷地内や建物内の清掃・除雪・ゴミの処分は入居者で行います。
- ◆ 自治会等の任意住民組織が良好な地域コミュニティの形成に寄与していることを理解し、入居生活を行います。
- ◆ 家庭内や近隣住民、自治会等とのトラブル（騒音問題・いやがらせ等）については、自身で対応します。
- ◆ 市営住宅に関する問い合わせ及び要望は指定管理者へ行います。また、市営住宅に関する対応については指定管理者が行うことに同意します。
- ◆ 市や指定管理者が修繕や住宅調査を行う場合には、立ち入りや調査に協力します。
- ◆ 市営住宅の家賃等を滞納した場合、下記の1～4にあたる個人情報、新潟市が収集・利用することに同意します。
 - 1 住民票及び戸籍事項証明書（全部事項）
 - 2 市の公租公課の賦課又は徴収のための調査によって得られた情報
 - 3 預貯金、有価証券その他の財産に関する情報
 - 4 上に掲げるもののほか、本件事務の遂行に必要な情報

年 月 日

入居名義人：氏 名

抽選優遇について

抽選会では、世帯の状況に応じて抽選優遇を受けることができます。

(当選後に、優遇に該当することを証明する書類(20 ページ参照)の提出が必要です。)

抽選会受付時にお渡しする番号札の枚数は以下のとおりです。

一般世帯	1 枚
・以下の世帯状況に該当しない一般的な世帯です	
母子・父子世帯	2 枚
・子が20歳未満に限る	
障がい者世帯等	2 枚
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する方がいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する方がいる世帯 ・上の精神障がいの程度に相当する療育手帳をお持ちの方がいる世帯 ・難病患者等(障害者総合支援法施行令別表に定める特定疾患の患者)がいる世帯 	
子育て世帯	2 枚
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校修了前の子ども(平成26年4月2日以降生まれ)がいる世帯 ・現在妊娠中の方がいる世帯 	
多子世帯	2 枚
・満18歳未満の子ども(平成21年4月1日以降生まれ)を3人以上扶養する世帯	
その他法令等で定められた世帯	2 枚
<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの引揚者、中国残留邦人、炭鉱離職者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者、犯罪被害者等※ 	
※犯罪被害者等:被害を被った日から起算して5年を経過していない犯罪もしくはストーカー行為により、①収入が減少し、生計を維持することが困難になった方②従前住居又はその付近において犯罪等が行われたため、当該住居に居住することが困難になった方	
DV被害者世帯	3 枚
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を理由に、女性自立支援施設・母子生活支援施設に入所している、もしくは退所した日から5年を経過していない世帯 ・裁判所の保護命令を受けてから5年を経過していない世帯 ・女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の確認書が発行されている世帯 	
高齢者虐待被害者世帯	3 枚
・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する虐待を受けている65歳以上の方がいる世帯	
多数落選世帯	1 枚追加(重複適用あり)
・一般抽選会に6回以上落選している世帯	

※多数落選世帯を除き、他の優遇項目との重複適用はありません。

※抽選会出席時に「市営住宅抽選会ポイントカード」にスタンプを押しています。

(カードを忘れた場合、スタンプは押しません。)

※カードを紛失した場合、それまでのポイントは無効になります。

※不正な使用を行った場合、以後の抽選会には参加できません。

子育て世帯向住宅の抽選においては、優遇措置は行いません。

所得の見方と計算方法

◎ 前年1月1日から勤務先・事業に変わりがない場合

○ 給与所得者の方

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の額になります(下図参照)。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	(受給者番号)									
	(個人番号)									
	(役職名)									
	氏名(フリガナ)									
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の合計額		源泉徴収税額			
	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有	有	円	特定	老人	その他	人	特別	その他	人	
有	有	円	人	人	人	人	人	人	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	

ここが所得額

○ 事業所得の方、2種類以上の所得がある方

確定申告書の控えの所得金額の合計欄になります(下図参照)。

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0123

第一表

住所	個人番号	フリガナ	氏名	性別	職業	届出番号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
又事業所事務所等				男				
年	生年月日	生年月日	生年月日	男				
月				女				
日								
年	申告書の提出日	申告書の提出日	申告書の提出日					
月								
日								
種別	収入金額等	所得金額	税	計	算	納税	還付	戻金
営業等	②		課税される所得金額(②-①)又は新三表上の②に対する税額又は新三表の②	②		000		
農業	①		配当控除	③				
不動産	⑦		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	④				
利子	④		政党等寄附金等特別控除	⑤				
配当	⑤		災害減免額	⑥				
給与	②		復興特別所得税額	⑦				
公的年金等	⑥		所得税及び復興特別所得税の額	⑧				
その他	⑦		外国税額控除	⑨				
短期	⑧		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除額	⑩				
長期	⑨		所得税及び復興特別所得税の申告納税額	⑪				
一時	⑩		所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	⑫				
事業等	①		所得税及び復興特別所得税の額	⑬		00		
農業	②		配当者の合計所得金額	⑭				
不動産	③			⑮				
利子	④			⑯				
配当	⑤			⑰				
給与	⑥			⑱				
雑	⑦			⑲				
総合譲渡	⑧			⑳				
一時	⑨			㉑				
合計	㉒			㉒				

ここが所得額

◎ 前年1月2日以降に勤務先・事業が変わった場合

○ 給与所得者の方

→ 就職から1年を経過している場合

申込みの前月までの1年分の収入金額を、下の給与所得計算表に当てはめて所得金額を算出します。

→ 就職から1年を経過していない場合

就職の翌月から申込前月までの収入金額を1年分に換算し、下の給与所得計算表に当てはめて所得金額を算出します。

■ 給与所得計算表

給与等の収入金額(税込)	(合計)	円	A
--------------	------	---	---

・ Aの金額が 1,899,999 円以下の方は次の表で計算します。

Aの額	給与所得の金額	給与所得の金額
～650,999 円	0 円	
651,000 円～1,899,999 円	$A - 650,000$ 円 = _____ 円	

・ Aの金額が 1,900,000 円から 6,599,999 円の方は次の表で計算します。

$A \div 4$	(千円未満の端数切捨て) = _____,000 円	B
------------	-------------------------------	---

Bの金額	給与所得控除後の金額	給与所得の金額
475,000 円 ～ 899,000 円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円 = _____ 円	
900,000 円～1,649,000 円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円 = _____ 円	

・ Aの金額が 6,600,000 円以上の方は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得控除後の金額	給与所得の金額
6,600,000 円～8,499,999 円	$A \times 0.90 - 1,100,000$ 円 = _____ 円	
8,500,000円～20,000,000円	$A - 1,950,000$ 円 = _____ 円	

○ 事業所得の方

→ 事業開始から1年を経過している場合

申込みの前月までの1年分の収入金額から経費を差し引いたものが所得金額となります。

→ 事業開始から1年を経過していない場合

事業開始した月の翌月から申込みの前月までの収入金額から経費を差し引き、1年分に換算して算出します。

◎ 年金を受給している方

年金の源泉徴収票・年金額の改定通知書の金額、または振込通知書の内容を6倍した額が年金の収入金額になります。

■ 年金所得の計算表

年齢	年金の収入金額	所得金額
65歳未満	1,300,000 円未満	収入金額 - 600,000 円
	1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円以上の場合	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円
65歳以上	3,300,000 円未満	収入金額 - 1,100,000 円
	3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円以上の場合	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円

※ 計算の対象とならない収入

下記については収入から除外されます。

- ・ 障害年金、遺族年金等(所得税法上の非課税年金)
- ・ 生活保護の扶助費、退職一時金、雇用保険の失業手当、休業補償、傷病手当、仕送り等

控除一覧表

控除名	控除対象者	控除額
同居親族及び扶養親族控除	本人以外で、収入の有無にかかわらず同居または扶養している親族の人	1人につき38万円
老人扶養親族控除 (控除対象配偶者含む)	同一生計配偶者または扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人	1人につき10万円
特定扶養親族控除	配偶者を除く扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき25万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aのいずれかを交付されている人など	1人につき40万円
障害者控除	障害者手帳等を交付されている人で上記の特別障害者控除に該当しない人など	1人につき27万円
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得58万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から35万円を限度に控除
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。 ① 夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ② 夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除

申込者資格収入基準早見表

- ・収入基準を所得者が1人として年間総収入金額(税込)に換算すると、収入の区分に応じて概ね以下のとおりとなります。
- ・入居申込者及び同居者に2人以上の所得者がいる場合や、同居親族控除及び同居外扶養親族控除以外の控除の対象となる場合は下記金額と異なってきます。

■ 所得の基準

- ・月額所得が、158,000円以下である。(改良住宅入居可)
- ・月額所得が、158,000円を超え259,000円以下である、所得上限緩和世帯 (6ページ参照) (改良住宅入居不可)

※いずれにも該当しない方は、申込みできません。

■ 給与所得者1人の場合

所得の基準 (1か月分)	1年間の収入(源泉徴収票の支払金額の欄です)			
	単身者 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯
158,000円 以下	2,968,000円 未満	3,512,000円 未満	3,996,000円 未満	4,472,000円 未満
259,000円 以下	4,564,000円 未満	5,036,000円 未満	5,512,000円 未満	5,988,000円 未満

■ 事業所得者1人の場合

所得の基準 (1か月分)	1年間の収入(確定申告書の所得金額(事業)の欄です)			
	単身者 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯
158,000円 以下	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下
259,000円 以下	3,108,000円 以下	3,488,000円 以下	3,868,000円 以下	4,248,000円 以下

■ 年金所得者1人の場合

所得の基準 (1か月分)	1年間の収入(年金の源泉徴収票の支払金額の欄です)			
	単身者 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯
158,000円 以下	65歳未満の場合 3,028,001円以下	3,534,667円 以下	4,041,334円 以下	4,495,295円 以下
	65歳以上の場合 3,096,000円以下			
259,000円 以下	4,580,001円 以下	5,027,059円 以下	5,474,118円 以下	5,921,177円 以下

※ 公営住宅に入居を希望する単身者は、ほとんどの場合一般世帯ではなく所得上限緩和世帯 (6ページ参照) 扱いとなり、所得の基準は月額 259,000円以下となります。

なお、改良住宅では所得上限緩和世帯の適用はありません。

申込み・入居についてよくある質問

○ 申込みについてよくある質問

Q1 申込みや当選が無効、入居が取消しになることはありますか？

- ・入居申込書及び誓約書に偽りの記載がある場合や、入居者資格審査において入居者資格及び抽選優遇の要件を満たしていない場合には、申込み又は当選の無効、入居の取消しとなります。

Q2 滞納した税金を分納しているのですが、申込みはできますか？

- ・申込みはできません。

Q3 入籍はしていませんが、2人世帯として申込みはできますか？

○ 婚約中の場合

入籍もしくは挙式の4か月前から申込みできます。ただし、身内の方からの婚約中であることを証明してもらう「婚約証明書兼誓約書」が必要です。(19 ページ参照)

○ 内縁関係の場合

「内縁関係申立書」を提出していただきます。(様式は市営住宅サービスセンターにあります)

○ パートナーシップを形成している場合

パートナーシップ宣誓書受領書の写し等パートナーシップを形成していることが分かる書類を提出していただきます。

Q4 現在新潟市に住んでいなくても、市営住宅の入居申込みはできますか？

- ・住所地や勤務地が県外・市外の方であっても申込みができます。

Q5 友人と申し込むことはできますか？ シェアハウスはできますか？

- ・友人や知人と入居することはできません。親族と入居する場合のみ認めています。

Q6 部屋の下見（内見）はできますか？

- ・部屋の下見（内見）は実施していません。
- ・本案内 22 ページ以降掲載の住宅の間取りや当選時にお渡しする部屋の見取り図を参考にしてください。

その他、市 HP にも「市営住宅入居の Q&A」が掲載されています！



市営住宅HP



この二次元コードからアクセスできます！

はなのこまが
花野も町

○ 入居についてのよくある質問

Q7 駐車場は契約できますか？

- ・有料の駐車場がある住宅があります。空きがない場合は周辺の民間駐車場を探すなど各自で確保していただく必要があります。(詳しくはサービスセンターへお問い合わせください。)

Q8 敷金等の入居にかかる費用や、退去にかかる費用について知りたい。

- ・敷金はいりません。ただし、住宅には居室の照明器具や網戸等は設置されておらず、浴槽や風呂釜等が設置されていない住宅が多いため、それらの設置費用がかかります。
- ・退去時には部屋の現状復旧として、畳の表取替え(国産JAS規格2等品以上)・襖・障子等の修繕が必要ですので、その費用がかかります。

Q9 毎月の使用料を口座振替で支払えますか？

- ・住宅使用料(家賃)や駐車場使用料の支払いは、口座振替をおすすめします。申込手続きについては、市営住宅サービスセンターに申込書類がありますので、ぜひご検討ください。

Q10 所得が増えても市営住宅に住み続けられますか？

- ・毎年10月1日時点で入居後3年以上が経過し、条例の収入基準(158,000円。改良住宅以外の所得上限緩和世帯は259,000円)を超える場合は、収入超過者と認定され、明渡し努力義務が課されます。
- ・10月1日時点で入居後5年以上が経過し、2年連続で高額所得者の基準(313,000円)を超える場合は、高額所得者に認定され、市営住宅の明渡し義務が生じます。

Q11 模様替えをしてもいいですか？

- ・アンペアの変更、手すりの取付け、BS・CSアンテナの取付けなどは事前に申請が必要です。なお、審査した結果、認められない場合もあります。

Q12 家賃は毎年同じ金額ですか？

- ・市営住宅使用料(家賃)は、毎年度、変動する可能性があります。
- ・入居された年度の家賃は、入居者資格審査の際に提出していただく収入書類で、当該年度末の3月までの家賃を決定します。
- ・翌年度4月以後の家賃については、毎年7月頃に「収入申告書」を提出していただき、改めて決定します。なお、家賃決定後、申告時よりも収入が減少した場合は、意見書等を提出していただくことで家賃が下がる場合があります。

Q13 名義人が死亡(退去)した場合、引続き市営住宅に住み続けられますか？

- ・原則として以下のいずれかに該当する場合は引続き市営住宅に住むことができます。
 - ・1年以上同居している配偶者(事実婚及び婚約中を含む。)
 - ・1年以上同居している60歳以上の高齢者
 - ・1年以上同居している障がい者
 - ・1年以上同居している生活保護受給者

※なお、月額所得が313,000円を超える場合、公営住宅法第32条第1項各号の明渡し要件(家賃滞納等)に該当する場合は不承認となります。

入居者資格審査の必要書類

抽選会で当選された場合は、下記の書類を揃えて提出してください。

■ 必ず提出するもの

住民票の写し

発行場所 現在、住民登録をしている市町村

(新潟市では、各区役所の区民生活課(中央区は窓口サービス課)、出張所、連絡所、行政サービスコーナー、一部のコンビニエンスストア等(マイナンバーカード等をお持ちの方のみ))

- ・本籍、世帯主、続柄など全部記載のもので、入居されるご家族全員分が必要です。
- ・外国人の方は、永住者、特別永住者、中長期在留者に限りませんので、その記載のある住民票が必要です。

市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書

→ ① 令和8年4月の抽選会で当選された方

- 令和7年度の市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書(令和6年分所得) ※全員必須
- 上記に加え、
- 給与所得者または年金受給者の場合… 令和7年分「源泉徴収票」の写し
 - 自営業の場合… 令和7年分「確定申告書」の控え

→ ② 令和8年6月以降の抽選会で当選された方

- 令和8年度の市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書(令和7年分所得)

発行場所 当年1月1日現在で、住民登録をしている市町村

(新潟市では、市民税課、各区役所の区民生活課(中央区は窓口サービス課)、出張所、連絡所、行政サービスコーナー(山の下・亀田・新津のみ)、一部のコンビニエンスストア等(マイナンバーカードをお持ちの方のみ))

- ・令和8年4月2日時点で15歳以上の方は全員必要です。(無職の方も必要です)
- ・学生の場合は学生証の写しでも構いません。
- ※生活保護を受けている方は不要です。
- ・令和8年4月抽選会で当選された方のうち、令和6年1月2日以後に就職・転職・事業開始・退職された方又は年金を受給し始めた方、もしくは、令和8年6月以降の抽選会で当選された方のうち、令和7年1月2日以後に就職・転職・事業開始・退職された方又は年金を受給し始めた方は、次ページに掲載している「該当する方のみ提出するもの」をご確認ください。

納税証明書(新潟市制度用)

発行場所 市民税課、中央区を除く各区役所の区民生活課、出張所

※連絡所、行政サービスコーナーでは発行していません。

- ※1か月以内に納税(口座振替含む)した方は、領収書または通帳(写しでも可)を必ずお持ちください。
- 納税したことが確認できるものがない場合、証明書を発行できないことがあります。
- ※生活保護を受けている方は不要です。

市営住宅緊急連絡人届

- ・緊急連絡人とは、入居者と長期間連絡がとれないときなど緊急時の連絡先です。
- 緊急連絡人は、新潟市内に住所を有する成年に達した別居の親族2人以上が必要です。(ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外に住所を有する親族などを緊急連絡人にすることができます。)
- ・同居者がいる方は、裏面に、同居者名・続柄・連絡先を記入してください。

誓約書 兼 同意書(市営住宅入居用)

- ・ペットの飼育をしない等、入居後の禁止事項について誓約及び同意していただきます。

■ 該当する方のみ提出するもの

<input type="checkbox"/> 就職・転職された方	(①令和8年4月抽選会で当選された方のうち、令和6年1月2日以後に ②令和8年6月以降の抽選会で当選された方のうち、令和7年1月2日以後に <input type="checkbox"/> 給与証明書：用紙は市営住宅サービスセンターにあります。勤務先から発行をお願いします。 → 就職して1年以上の場合：当選の前月までの1年間の給与を記入 → 就職して1年未満の場合：就職した月の翌月から当選の前月までの給与を記入 → 就職して1か月未満の場合：1か月分の給与を見込みで記入
<input type="checkbox"/> 事業を開始された方	(①令和8年4月抽選会で当選された方のうち、令和6年1月2日以後に ②令和8年6月以降の抽選会で当選された方のうち、令和7年1月2日以後に <input type="checkbox"/> 収支明細書：用紙は市営住宅サービスセンターにあります。 → 事業を始めて1年以上の場合：前月までの1年間分の収支を記入 → 事業を始めて1年未満の場合：事業開始した月の翌月から当選の前月までの収支を記入
<input type="checkbox"/> 退職された方	(①令和8年4月抽選会で当選された方のうち、令和6年1月2日以後に ②令和8年6月以降の抽選会で当選された方のうち、令和7年1月2日以後に <input type="checkbox"/> 退職証明書の写し(前勤務先で発行) <input type="checkbox"/> 雇用保険の離職票の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険の受給者証の写し ・上記のうち、いずれか1つで、退職、廃業等の日付がわかる書類が必要です。
<input type="checkbox"/> 年金を受給し始めた方	(①令和8年4月抽選会で当選された方のうち、令和6年1月2日以後に ②令和8年6月以降の抽選会で当選された方のうち、令和7年1月2日以後に <input type="checkbox"/> 最近の年金の額がわかるものの写し(支給通知ハガキや改定通知書等)
<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている方 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書：新潟市では、各区役所の健康福祉課(東区・中央区・西区は保護課)で発行	
<input type="checkbox"/> 【单身の方、ひとり親世帯など】18歳以上の独身者(配偶者がいない方)がいる世帯 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(18歳以上の独身者全員分) ・本籍のある市町村で発行(本市では、各区の区民生活課(中央区は窓口サービス課)、出張所、連絡所、行政サービスコーナー、一部のコンビニエンスストア等(マイナンバーカード等をお持ちの方のみ)) ・戸籍上、配偶者があり、夫婦の別居にあたる場合は原則として入居できません。	
<input type="checkbox"/> 单身の方 <input type="checkbox"/> 单身入居の入居者資格認定のための申立書(用紙は市営住宅サービスセンターにあります)	
<input type="checkbox"/> 妊娠中の方 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し：母子健康手帳の表紙の写しを添付してください。	
<input type="checkbox"/> 婚約中の方 <input type="checkbox"/> 婚約証明書兼誓約書(用紙は市営住宅サービスセンターにあります) <input type="checkbox"/> 両人の戸籍謄本 ・上記の書類について、どちらも提出してください。 ・入籍もしくは挙式の4か月前から受け付けます。 ・入籍後にも戸籍謄本を提出してください。提出できない場合は、入居を取り消す場合があります。	

(次ページへ続きます)

■ 該当する方のみ提出するもの（前ページからの続き）

<input type="checkbox"/> 障がいのある方
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し
・手帳は有効期限内のものに限ります。障がいの等級により、控除額が変わることがあります。
<input type="checkbox"/> 難病患者等
<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証いずれかの写し
・受給者証は有効期限内のものに限ります。
<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者
<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者の医療特別手当証書等の写し
<input type="checkbox"/> 高齢者虐待被害者世帯
<input type="checkbox"/> 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に該当することを証する証明書
・各区役所の健康福祉課等で発行したもの（対象者は65歳以上の方です）
<input type="checkbox"/> DV被害者世帯
<input type="checkbox"/> 保護命令決定書の写し（裁判所が発行したものの写し）
<input type="checkbox"/> 女性自立支援施設、又は母子生活支援施設に入所していたことを証する証明書
<input type="checkbox"/> 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、 配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書
・上記のうち、いずれか1つをご提出ください。
<input type="checkbox"/> 持ち家を売却予定の方
<input type="checkbox"/> 売却に係る専任媒介契約書、競売通知の写し
・市営住宅の入居後は、所有権移転後の不動産登記事項証明書の提出が必要です。 提出ができない場合は入居を取り消す場合があります。
<input type="checkbox"/> おもいやり住宅に入居予定の方
→ 60歳以上の方：住民票で生年月日を確認します。
→ 下肢不自由1～2級の方：身体障害者手帳の写しで確認します。
→ 上記以外の方：階段の昇降に支障があることが記載された、医師による診断書を提出してください。

契約の必要書類

市営住宅を契約するには、下記の書類が必要となります。

<input type="checkbox"/> 請書（当選後にお渡しします）
・請書は、入居者と市との間の賃貸借契約書です。
・入居名義人は氏名を記入してください。

その他種類別入居募集（別途申込みが必要です）

- ・本募集の他にも、以下のような募集があります。
- ・別途申込みが必要であり、6ページ記載の入居者資格を併せて満たしている必要があります。

ポイント方式	
内容	住宅に困っている度合いを「居住環境」「収入・家賃状況」「世帯状況」の項目ごとにポイント化し、総合ポイントの高い申込者が入居できる募集制度です。
募集開始時期	12月 ※市報にいがたと市ホームページに掲載
申込窓口	万代サービスセンター、白山サービスセンター

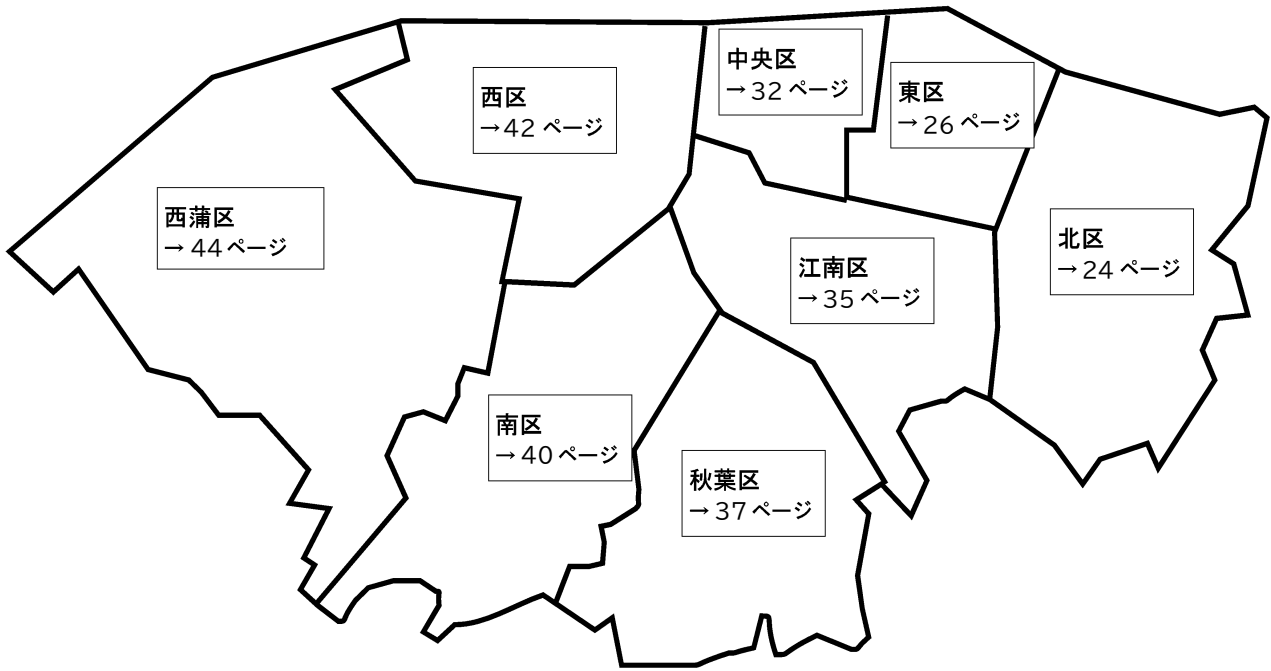
常時募集・特別募集	
常時募集	特定の3住宅（松浜町（北区）、新石山（東区）、曾野木（江南区））のエレベーターがない棟の4階か5階に限定し、18歳以上の単身者から申込みができます。（6ページ記載の単身入居者要件を満たしていない方でも申込み可）
特別募集	一般抽選会で入居者が決まらなかった住宅（抽選倍率が低い地域の住宅や築年数の古い住宅が中心です）に限定し、入居者資格を満たす場合に申込みができます。
募集開始時期	年度を通して募集し、先着順で入居者を決定します。
申込窓口	北区・東区の住宅：万代サービスセンター 上記以外の区の住宅：白山サービスセンター ※ 先着順のため、申込みをいただいた時点で募集がない住宅もあります。各市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

高齢者向市営住宅（シルバーハウジング）	
内容	60歳以上の方のための住宅です。（夫婦で入居する場合は、一方が60歳以上）段差の解消、浴室の仕様など高齢者が暮らしやすい設備や仕様になっています。 ※介護サービスなどのサービス付住宅ではありません。
募集開始時期	空家修繕が完了しますと募集を行います。 ※市報にいがたと市ホームページに掲載
申込窓口	白山サービスセンター
住戸	シルバーハウジング早川町住宅、亀田向陽住宅、小須戸大川前住宅、古町みなと住宅

障がい者向市営住宅	
内容	身体障がい者向市営住宅：身体障害者手帳所持者で車椅子を常時利用している方がいる世帯向け 視覚障がい者向市営住宅：視覚障がいを理由に身体障害者手帳を所持する方がいる世帯向け
募集開始時期	年度を通して募集しています。
申込窓口	各区の健康福祉課・障がい福祉係
住戸	【身体障がい者向市営住宅】 関屋大川前住宅、川岸町住宅、小針第2住宅、窪田町住宅、藤見町第1住宅、藤見町第2住宅、中山住宅、曾野木住宅、新鰐瀧住宅、小須戸文京町住宅、古町みなと住宅 【視覚障がい者向市営住宅】 稲荷町住宅、西湊町通1ノ町住宅、窪田町住宅、藤見町第2住宅、曾野木住宅

母子世帯向住宅	
内容	母子家庭の世帯向け市営住宅です（同居しようとする20歳未満の子がいること）。
募集開始時期	年度を通して募集しています。
申込窓口	各区の健康福祉課・児童福祉係又はこども支援係
住戸	宮浦住宅

市営住宅配置図・一覧表



■ 一覧表の見方

居室数3室以上の部屋は単身者申し込みできません

募集を開始した年

世帯所得に応じて「23,100円～36,500円」の範囲内で家賃が決定します。

【東区】
居室数3室以上 (単身者申込不可)

(単位:戸) (住宅・駐車場 単位:円)

過去3年間の募集住戸数	地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和世帯最高額)	駐車場
過去3年間の平均倍率	中山 (14戸) (2.9倍)	中山 (E・F棟)	公営	S57～S58	3～4階建	無	無	46 (10)	3DK	23,100～36,500 49,200	4,100～4,600
		中山 (A～D棟)	改良	S53～S55	5階建	無	無	190 (38)	3DK	19,100～19,800	

月額所得158,000円を超える方は改良住宅に入居できません。

浴室はありますが、浴槽と風呂釜がありません。自己負担で取り付けるかレンタルとなります。

所得上限緩和世帯は所得に応じて「23,100円～49,200円」の範囲内

■ お風呂レンタルは新潟県住宅供給公社が行っています。

初期負担金 58,000円 レンタル料は月々3,130円です。

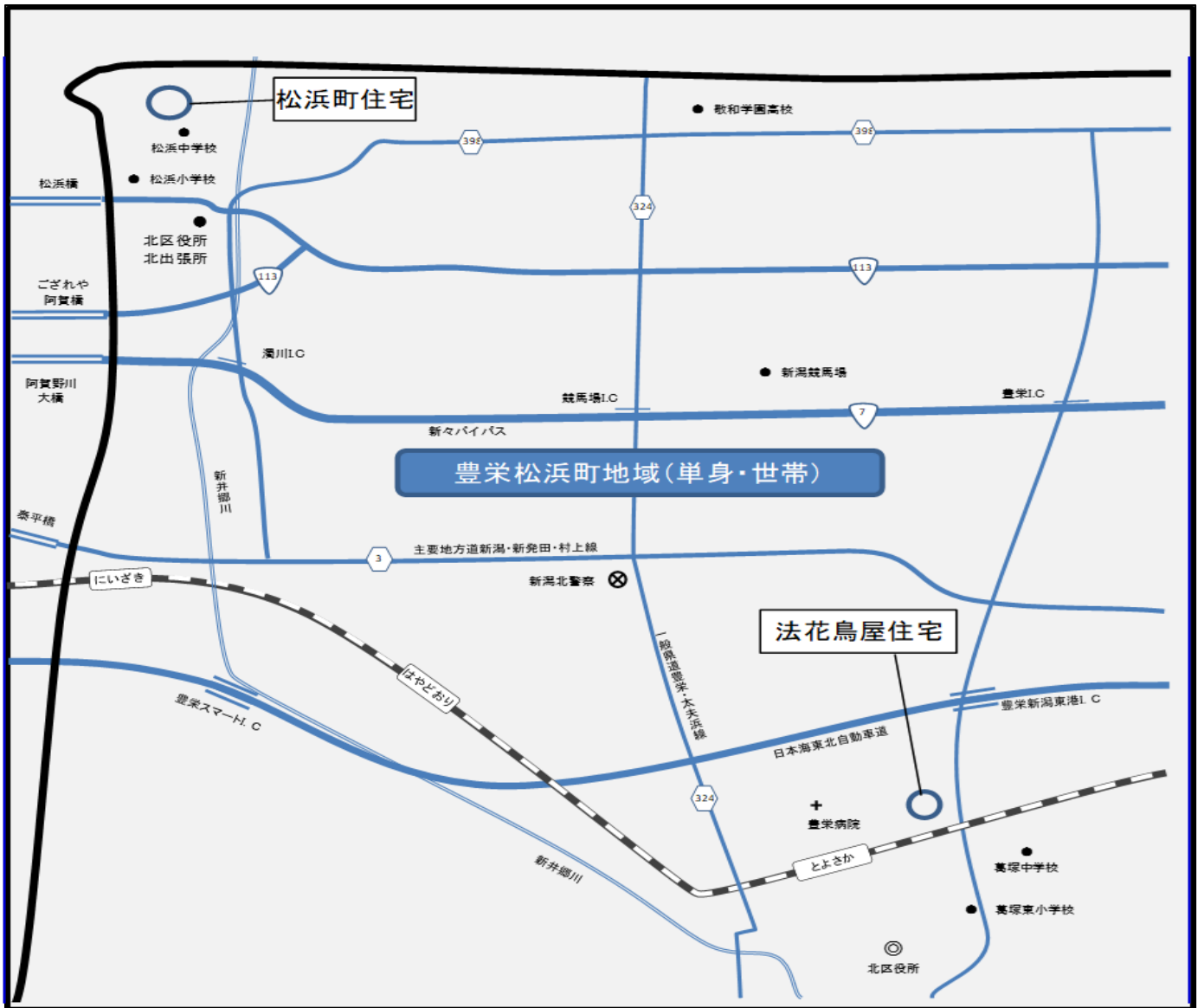
【平日：8：30～17：15】

窓口	住所	電話番号
新潟県住宅供給公社	〒950-0965 中央区新光町 15 番地 2 新潟県公社総合ビル 2階	025-285-6111

市営住宅所在地（学校区）早見表

所在区	申込地域	住宅名	所在地	小学校区	中学校区
北区	豊栄松浜町	法花鳥屋	太田甲5861番地	葛塚東小	葛塚中
		松浜町	松浜5丁目9・10番	松浜小	松浜中
東区	山の下	桃山町第1	桃山町1丁目104・109・110番地	桃山小	山の下中
		桃山町第2	桃山町2丁目125番地		
		秋葉通	秋葉通2丁目3722番地, 桃山町2丁目174番地		
		船江町	船江町1丁目24番1～7号	山の下小	
		松島	松島2丁目1番1・2号		
		大山台	大山2丁目11番1号		
		物見山第1	物見山2丁目5番・11番	東山の下小	
	物見山第2	物見山1丁目1番			
	藤見町第1	藤見町1丁目1番1～3号, 4番7・13号			
	藤見町	藤見町第2	藤見町1丁目15番1・2号, 16番1・2号, 17番1号	東山の下小	藤見中
		新藤見	藤見町1丁目18番1～3号		
	新石山	新石山	新石山1丁目, 新石山2丁目, 新石山3丁目	中野山小	石山中
	石山	石山	石山団地1番, 9番, 10番		
		石山第1	東中島1丁目1番・2番	東中野山小	東石山中
石山第2		東中野山3丁目9番, 14番・東中野山4丁目6番			
中山	中山	中山4丁目2番1～4号, 3番1・2号	木戸小	東新潟中	
中央区	新潟島	関屋大川前	関屋大川前1丁目2番20号	有明台小	関屋中
		汐見台	汐見台2番地22	浜浦小	
		川岸町	川岸町3丁目20番4号	鏡淵小	白新中
		日和山	二葉町3丁目5932番地574	日和山小	新潟柳都中
		稲荷町	稲荷町3527番地		
		古町みなと	古町通13番町2900番地4		
		二葉町	二葉町3丁目5151番地17		
		二葉町第2	二葉町3丁目5151番地6		
		西湊町通1ノ町	西湊町通1ノ町2691番地4		
		西湊町通2ノ町	西湊町通2ノ町2680番地		
	窪田町	窪田町4丁目243番地1			
	シバ-ハウヅン*早川町	早川町3丁目3244番地			
	宮浦明石	宮浦	万代5丁目5番12号	万代長嶺小	宮浦中
		明石	明石2丁目3番25号		
江南区	曾野木亀田	曾野木	曾野木1丁目1～6・21番	東曾野木小	曾野木中
		亀田向陽	亀田向陽2丁目7番31号	亀田東小	亀田中
		亀田大月	亀田大月1丁目3番	亀田西小	亀田西中
秋葉区	新津小須戸	新津新栄町	新栄町13～19番	新津第一小	新津第一中
		新金沢町	新金沢町31～32番	阿賀小	新津第五中
		中新田	中新田508番地, 509番地		
		新津田島	田島65番地1	結小	新津第二中
		西島	西島40番地	金津小	金津中
		小須戸文京町	横川浜511～516番地	小須戸小	小須戸中
		小須戸本町	小須戸4262番地		
小須戸大川前	小須戸3870番地6				
南区	白根	新鯨潟	鯨潟1丁目6番・8番	白根小	白根第一中
西区	小針内野	小針西	小針西2丁目7番5・6号	真砂小	五十嵐中
		大野藤山	大野450番地2	新通つばさ小	坂井輪中
		内野駅前	内野町432番地5	内野小	内野中
		小針第1	小針西1丁目1・2・8番	坂井輪小	小新中
		小針第2	小針西1丁目15番1号		
		小針ヶ丘	小針西1丁目9番20号	小針小	小針中
西蒲区	巻	赤鎗	赤鎗118番地	巻南小	巻東中
		巻1区	巻甲4404番地2		
		巻13区第1	巻甲1567番地1	巻北小	巻西中
		巻13区第2	巻甲121番地		
		巻13区第3	巻甲1447番地1		

《北区》



【豊栄松浜町地域】

法花鳥屋住宅、松浜町住宅

※居室数 2 室以下の戸数が少なく、空部屋が出にくい状況です。(次ページ参照)

【北区】 ★…期限付入居対象外住宅

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	エレ ータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
豊栄 松浜町 0戸 -倍	ほっけどや 法花鳥屋 ★	公営	H7	3階建	ユニットバス 追焚可	無	4 (4)	2DK	25,900~38,600 (59,600)	2,800

居室数3室以上(単身者申込不可)

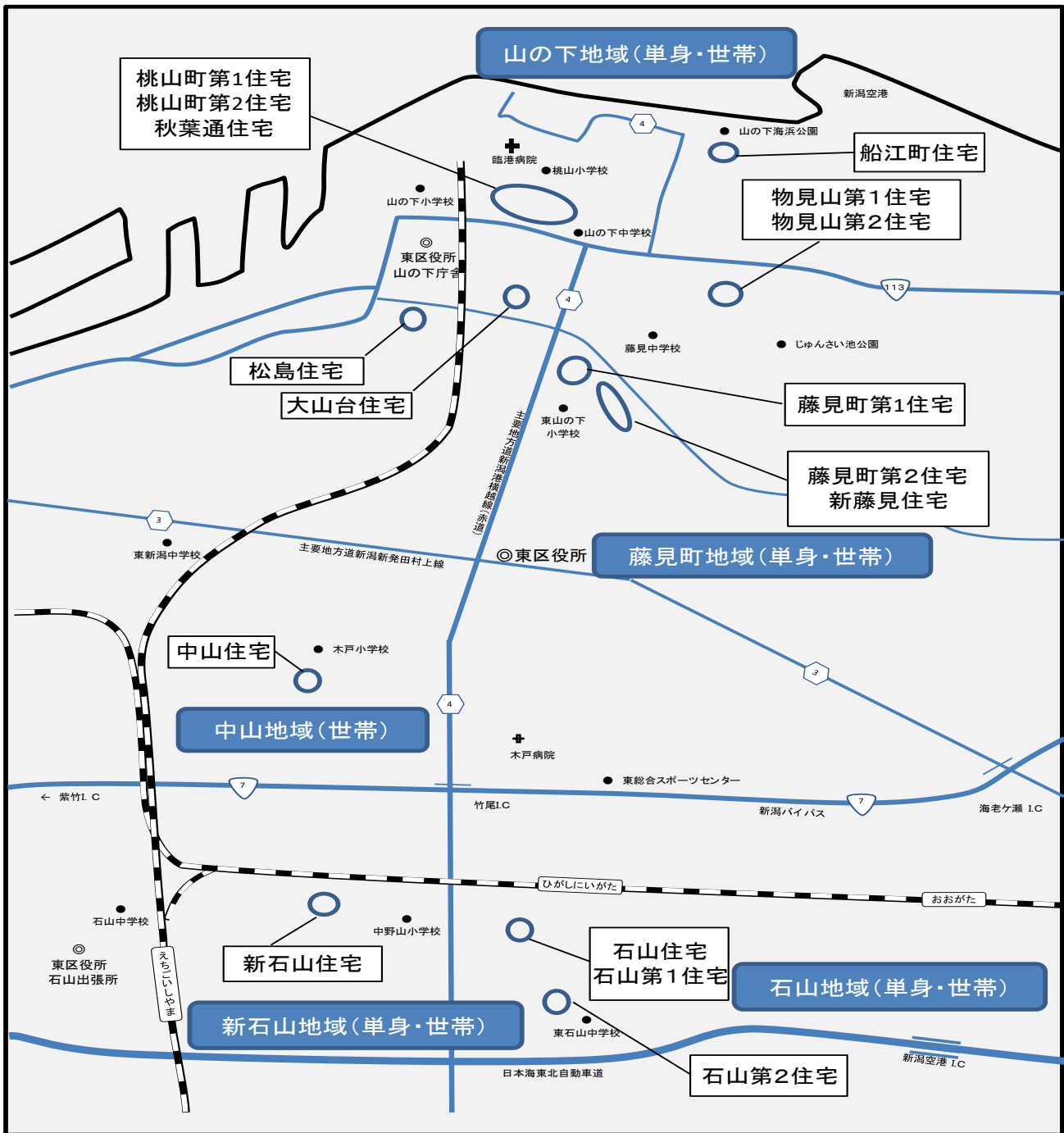
(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	エレ ータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
豊栄 松浜町 2戸 0.5倍	ほっけどや 法花鳥屋 ★	公営	H7	3階建	ユニットバス 追焚可	無	8 (0)	3DK	27,200~40,400 (62,400)	2,800
	松浜町 (1~3階)	公営	S53~ S57	5階建	無	無	90 (30)	3DK	17,800~32,300 (48,800)	4,000
	松浜町 (4・5階)	公営	S53~ S57	5階建	無	無	60 (0)	3DK	14,400~25,100 (38,800)	
	松浜町 (1~3階)	改良	S51~ S52	5階建	無	無	72 (24)	3K	14,500~15,200	
	松浜町 (4・5階)	改良	S51~ S52	5階建	無	無	48 (0)	3K	11,800~12,000	

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○風呂設備「無」の住宅では、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けるか、レンタルしていただく必要があります。(22ページ参照)
 ○住宅名の下に★マークがある住宅は、期限付入居の対象外となります。

《東区》



【山の下地域】

桃山町第1住宅、桃山町第2住宅、秋葉通住宅、松島住宅、
物見山第1住宅、物見山第2住宅、大山台住宅、船江町住宅

【藤見町地域】(子育て有)

藤見町第1住宅、藤見町第2住宅、新藤見住宅

【中山地域】(单身申込不可)

中山住宅

【新石山地域】

新石山住宅

※居室数2室以下の戸数が少なく、空部屋が
出にくい状況です。(28ページ参照)

【石山地域】(子育て有)

石山住宅、石山第1住宅、石山第2住宅

【東区】

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
山の下 24戸 2.5倍	桃山町第1 (J棟)	公営	S60	5階建	無	無	45 (9)	2DK	18,000~26,900 (41,600)	4,100
	桃山町第1 (A~D棟)	改良	S38~ S41	4階建	無	無	96 (24)	2K	8,900~9,600	
	桃山町第1 (E棟)	改良	S47	4階建	無	無	38 (8)	2DK	12,400	
	桃山町第2 (1号棟)	公営	S61	4階建	無	無	16 (4)	2DK	21,000~31,300 (45,500)	4,100
	秋葉通 (E棟)	公営	S45	4階建	無	無	24 (6)	2K	10,000~14,900 (19,500)	4,100
	秋葉通 (G・H・J棟)	公営	S59~ S62	3~5 階建	無	無	39 (9)	2DK	19,800~30,900 (45,600)	
	秋葉通 (C棟)	改良	S44	5階建	無	無	30 (6)	2K	9,700	
	秋葉通 (B・D棟)	改良	S43	5階建	無	無	46 (10)	2DK	11,300~11,800	
	松島	公営	S42	5階建	無	無	24 (0)	2K	7,900~11,700 (17,700)	無
		改良	S42	5階建	無	無	53 (13)	2K	7,900	
	物見山第1	公営	H27	木造 2階建	エントバス 追焚可	無	5 (メゾネット)	2DK	25,200~37,600 (58,000)	4,100
	大山台	公営	H1	3階建	エントバス 追焚可	無	3 (1)	2DK	20,000~29,900 (46,100)	4,100
船江町	公営	H2~ H3	3階建	エントバス 追焚不可	無	25 (19)	2DK	21,100~31,900 (49,200)	4,100	
藤見町 16戸 16.1倍	藤見町第1 (1・2号棟)	公営	S62	3階建	無	無	9 (3)	2DK	19,700~30,200 (43,300)	4,100 ~ 6,400
	藤見町第1 (A号棟)	公営	H14	9階建	エントバス 追焚不可	有	27 (3)	2DK	24,300~36,200 (55,900)	
	藤見町第1 (B号棟)	公営	H18	6階建	エントバス 追焚可	有	12 (2)	2DK	26,000~38,700 (59,700)	
	藤見町第1 (C号棟)	公営	H16	7階建	エントバス 追焚可	有	30 (0)	2DK	26,000~40,800 (63,100)	
	藤見町第2 (A・B号棟)	公営	H13~ H15	4階建	エントバス 追焚不可	有	31 (7)	2DK	24,600~37,000 (57,100)	4,100

【東区】

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	エレ ベーター	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
藤見町 16戸 16.1倍	藤見町第2 (C・D号棟)	公営	H17	4階建	ユニットバス 追焚可	有	24 (6)	1LDK 2DK	26,300~39,100 (60,400)	4,100
新石山 0戸 -倍	新石山 (すずかけ棟、 せんのき棟) ※一部住戸改善有	公営	S54~ S55	7階建	ユニットバス 追焚可	有	8 (6)	1LDK	20,500~31,300 (48,300)	4,600
	新石山 (すずかけ棟、 せんのき棟)	公営	S54~ S55	7階建	無	有	2 (0)	2DK	19,000~28,800 (44,400)	
石山 14戸 10.0倍	石山 (B11棟)	公営	H5	10階建	ユニットバス 追焚可	有	10 (4)	2DK	24,900~37,100 (48,600)	4,600
	石山 (B11棟以外)	公営	S62~ S63	3~4 階建	風呂釜有 (追焚可)	無	33 (24)	2DK	21,400~37,000 (49,200)	
	石山第1 (17~18号棟)	公営	S64 ~H2	4階建	風呂釜有 (追焚可)	無	18 (14)	2DK	21,300~33,600 (42,300)	4,600
	石山第2 (5号棟) ※住戸改善有	公営	S40	4階建	ユニットバス 追焚可	無	12 (6)	2DK	14,900~22,100 (34,200)	4,600
	石山第2 (7~15号棟)	公営	S60~ S64	3階建	風呂釜有 (追焚可)	無	22 (12)	2DK	19,100~29,700 (45,200)	

○地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○風呂設備「無」の住宅では、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けるか、レンタルしていただく必要があります。(22ページ参照)

【東区】

居室数3室以上（単身者申込不可）

（単位：戸）

（住宅・駐車場 単位：円）

地域 （戸数） （倍率）	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 （うち1F）	間取	家賃 （所得上限緩和 世帯最高額）	駐車場	
山の下 4戸 0.8倍	桃山町第1 （F～K棟）	公営	S57～ S61	3～5 階建	無	無	171 （35）	3DK	22,700～38,700 （56,500）	4,100	
	桃山町第1 （E棟）	公営	S47	4階建	無	無	1 （1）	4DK	25,600～38,100 （58,800）		
	桃山町第2	公営	S61	3～4 階建	無	無	32 （10）	3DK	24,600～38,500 （56,600）	4,100	
	秋葉通 （F～J棟）	公営	S56～ S62	3～5 階建	無	無	99 （23）	3DK	21,500～38,000 （52,500）	4,100	
	秋葉通 （J棟）	公営	S62	3階建	無	無	3 （1）	4DK	27,500～40,900 （62,200）		
	物見山第1	公営	S62	木造 2階建	無	無	6 （メゾネット）	3DK	22,100～33,000 （50,900）	4,100	
			H27	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	3 （メゾネット）	3DK	28,900～43,100 （66,500）		
	物見山第2	公営	S62	木造 2階建	無	無	7 （メゾネット）	3DK	22,100～33,000 （41,400）	4,100	
	大山台	公営	H1	3階建	ユニットバス 追焚可	無	12 （4）	3DK	23,900～35,500 （54,900）	4,100	
船江町	公営	H2～ H3	3階建	ユニットバス 追焚不可	無	71 （12）	3DK	25,400～39,500 （60,200）	4,100		
		H2～ H3	3階建	ユニットバス 追焚不可	無	6 （3）	4DK	29,900～45,200 （68,800）			
藤見町 25戸 2.8倍	藤見町第1 （1・2号棟）	公営	S62	3階建	無	無	22 （6）	3DK	25,300～38,600 （52,900）	4,100 ～ 6,400	
			S62	3階建	無	無	3 （1）	4DK	31,900～47,500 （62,400）		
	藤見町第1 （A号棟）	公営	H14	9階建	ユニットバス 追焚不可	有	32 （0）	3DK	29,500～43,900 （67,700）		
	藤見町第1 （B号棟）	公営	H18	6階建	ユニットバス 追焚可	有	18 （3）	3DK	30,200～45,000 （69,400）		
	藤見町第1 （C号棟）	公営	H16	7階建	ユニットバス 追焚可	有	12 （0）	2LDK	31,000～48,000 （74,200）		
	藤見町第1 （C号棟）	公営	H16	7階建	ユニットバス 追焚可	有	31 （3）	3DK	31,000～48,000 （74,200）		
	藤見町第2 （A・B号棟）	公営	H13～ H15	4階建	ユニットバス 追焚不可	有	31 （4）	3DK	29,700～44,900 （69,300）		4,100
	藤見町第2 （C・D号棟）	公営	H17	4階建	ユニットバス 追焚可	有	29 （5）	3DK	30,700～45,700 （70,500）		
	藤見町第2 （E号棟）	公営	H19	4階建	ユニットバス 追焚可	有	22 （4）	2LDK	29,600～44,100 （68,100）		
新藤見	公営	S58～ S59	5階建	無	無	120 （24）	2LDK 3DK	22,900～37,500 （50,100）	4,100		

【東区】

居室数3室以上（単身者申込不可）

（単位：戸）

（住宅・駐車場 単位：円）

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	エレ ータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
中山 7戸 1.1倍	中山 (E・F棟)	公営	S57～ S58	3～4 階建	無	無	46 (10)	3DK	23,100～36,500 (54,500)	4,100 ～ 4,600
	中山 (A～D棟)	改良	S53～ S55	5階建	無	無	190 (38)	3DK	19,100～19,800	
新石山 4戸 0.5倍	新石山 (すずかけ棟、 せんのき棟)	公営	S56	7階建	無	有	150 (18)	3DK	21,300～32,300 (49,800)	4,600
	新石山 (えりか棟)	公営	S56	9階建	無	有	81 (9)	3DK	22,300～33,200 (51,200)	
	新石山 (エレベータが ない棟の 1～3階)	公営	S51～ S53	4～5 階建	無	無	288 (96)	3DK	17,900～30,800 (39,500)	
	新石山 (エレベータが ない棟の 4・5階)	公営	S51～ S53	4～5 階建	無	無	120 (0)	3DK	12,500～21,500 (33,200)	
石山 26戸 3.0倍	石山 (A-1～5棟)	公営	S62	3階建	風呂釜有 (追焚可)	無	69 (14)	3DK	25,600～40,400 (57,500)	4,600
	石山 (A-2～4棟)	公営	S62	3階建	風呂釜有 (追焚可)	無	3 (3)	4DK	31,600～47,100 (68,500)	
	石山 (B13～19棟)	公営	S63	3～4 階建	風呂釜有 (追焚可)	無	77 (11)	3DK	27,100～42,600 (63,300)	
	石山 (B15～19棟)	公営	S63	3～4 階建	風呂釜有 (追焚可)	無	6 (6)	4DK	33,300～49,500 (63,300)	
	石山 (B11・B12棟)	公営	H1～ H2	10～12 階建	ユニットバス 追焚可	有	114 (7)	3DK	28,900～43,400 (63,500)	
	石山 (B11棟)	公営	H2	10階建	ユニットバス 追焚可	有	4 (1)	4DK	33,900～50,500 (63,400)	
	石山 (C11・C12棟)	公営	H4～H5	11階建	ユニットバス 追焚不可	有	16 (8)	2LDK	25,300～45,500 (70,300)	
	石山 (C11・C12棟)	公営	H4～H5	11階建	ユニットバス 追焚不可	有	111 (3)	3DK	28,500～46,800 (72,200)	
	石山 (C12棟)	公営	H4	11階建	ユニットバス 追焚不可	有	5 (1)	3LDK	30,800～45,900 (70,900)	
	石山第1 (1号棟) ※住戸改善有	公営	S37	4階建	ユニットバス 追焚可	無	24 (6)	3DK	21,000～31,400 (48,400)	4,600

【東区】

居室数3室以上（単身者申込不可）

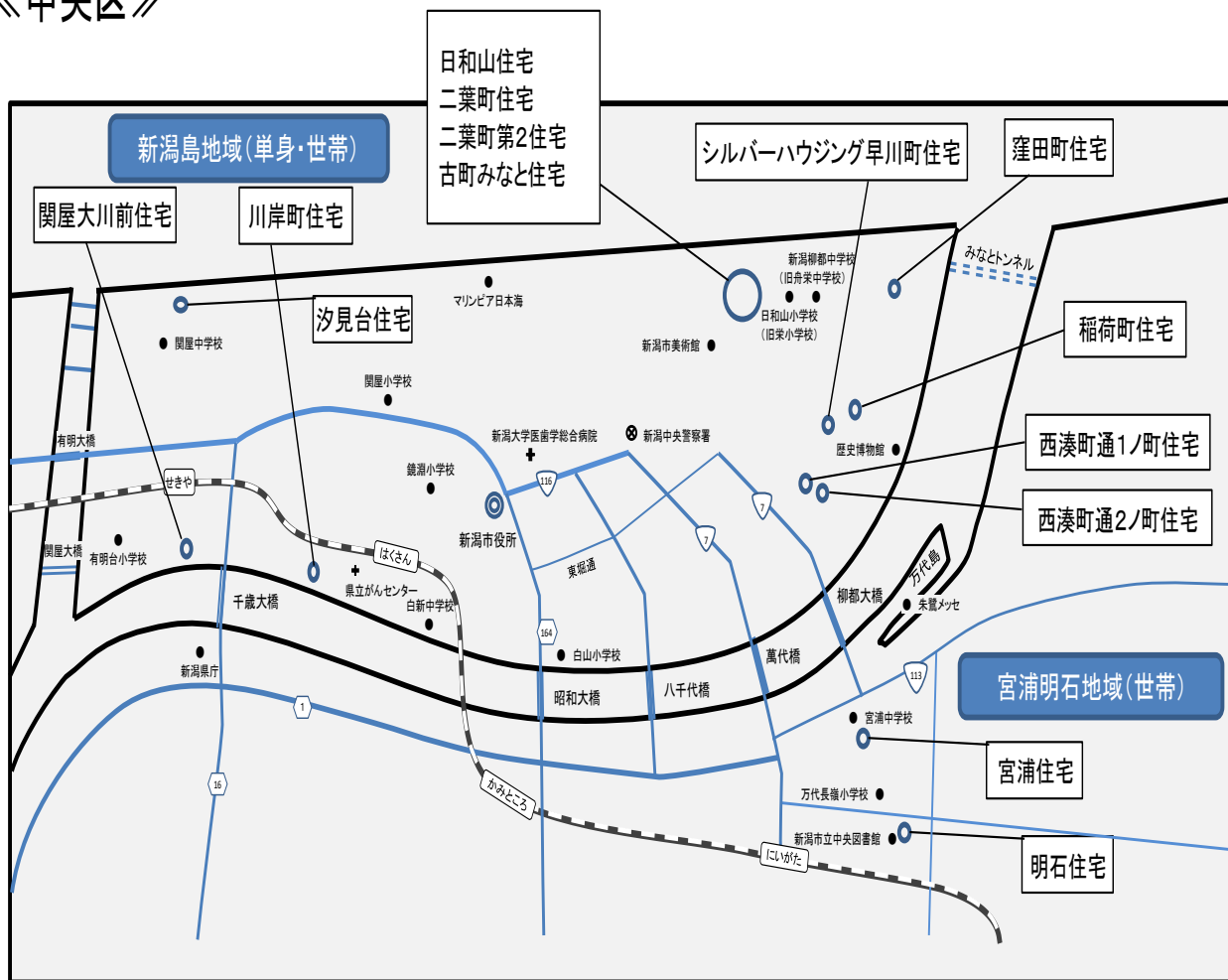
（単位：戸）

（住宅・駐車場 単位：円）

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	エレ ータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
石山 26戸 3.0倍	石山第1 (2~4号棟) ※住戸改善有	公営	S38~ 39	4階建	風呂釜有 (追焚可)	無	36 (9)	3DK	28,600~44,200 (68,200)	4,600
	石山第1 (17~19号棟)	公営	S64~ H3	4階建	風呂釜有 (追焚可)	無	58 (6)	3DK	27,400~42,800 (57,100)	
	石山第1 (17号棟)	公営	H2	4階建	風呂釜有 (追焚可)	無	4 (0)	4DK	32,300~48,300 (60,700)	
	石山第2 (5~6号棟) ※住戸改善有	公営	S40	4階建	風呂釜有 (追焚可)	無	18 (3)	3DK	29,700~44,500 (68,700)	4,600
	石山第2 (7~16号棟)	公営	S60~ S64	3階建	風呂釜有 (追焚可)	無	136 (36)	3DK	24,700~39,000 (58,500)	
	石山第2 (7~15号棟)	公営	S60~ S64	3階建	風呂釜有 (追焚可)	無	22 (12)	3LDK 4DK	30,200~46,900 (71,400)	

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
- 倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
- 3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
- 風呂設備「無」の住宅では、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けるか、レンタルしていただく必要があります。(22ページ参照)

《中央区》



【新潟島地域】(子育て有)

関屋大川前住宅、川岸町住宅、日下山住宅、稲荷町住宅、古町みなと住宅(※)、二葉町住宅、二葉町第2住宅、西湊町通1ノ町住宅、西湊町通2ノ町住宅、窪田町住宅、シルバーハウジング早川町住宅(※)、汐見台住宅

【宮浦明石地域】(单身申込不可)

明石住宅、宮浦住宅

(※) 古町みなと住宅、シルバーハウジング早川町住宅には、高齢者向住戸もあります。

市報にいがた・市のホームページに掲載し、随時募集する予定です。(募集が行われない場合もあります)

【中央区】

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	エレ ベーター	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
新瀉島 27戸 13.0倍	関屋大川前	公営	H18	7階建	ユニットバス 追焚可	有	6 (0)	1LDK	25,500~37,900 (58,500)	6,000
							35 (5)	2DK	25,500~39,600 (61,100)	
	日和山	改良	S46	5階建	無	無	79 (15)	2DK	11,100	4,600
	稲荷町	公営	S60	9階建	無	有	8 (0)	2DK	19,400~28,900 (44,600)	5,500
	古町みなと	公営	R2	5階建	ユニットバス 追焚可	有	5 (1)	2DK	28,800~42,900 (66,200)	6,000
	二葉町第2	公営	H9	4階建	ユニットバス 追焚不可	有	4 (1)	2DK	23,000~34,200 (52,900)	5,500
	西湊町通 1ノ町	公営	H11	9階建	ユニットバス 追焚不可	有	8 (2)	2DK	23,100~34,300 (53,000)	6,000
							改良	H11	9階建	
	西湊町通 2ノ町	改良	H11	6階建	ユニットバス 追焚不可	有	33 (6)	2DK	23,100	6,000
窪田町	公営	H11	5階建	ユニットバス 追焚不可	有	13 (1)	2DK	23,100~34,300 (53,000)	5,500	
汐見台 ※住戸改善有	公営	S39	4階建	ユニットバス 追焚不可	無	8 (8)	2DK	10,800~16,800 (26,000)	3,300	

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5～令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5～令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○風呂設備「無」の住宅では、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けるか、レンタルしていただく必要があります。(22ページ参照)

【中央区】

居室数3室以上（単身者申込不可）

（単位：戸）

（住宅・駐車場 単位：円）

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	エレ ベ ータ	戸数 (うち 1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
新潟島 29戸 2.8倍	関屋大川前	公営	H18	7階建	ユニットバス 追焚可	有	31 (1)	3DK	30,900～46,000 (71,000)	6,000
	川岸町	公営	S56	4階建	無	無	20 (2)	3DK	22,900～34,200 (52,800)	5,500
	稲荷町	公営	S60	9階建	無	有	114 (10)	3DK	23,600～38,500 (56,000)	5,500
	古町みなと	公営	R2	5階建	ユニットバス 追焚可	有	22 (2)	3DK	30,100～50,600 (78,100)	6,000
	二葉町	公営	S61	4階建	無	無	23 (5)	3DK	24,900～37,200 (56,200)	5,500
	二葉町第2	公営	H9	4階建	ユニットバス 追焚不可	有	4 (1)	2LDK	27,100～40,400 (62,300)	5,500
							16 (4)	3DK	27,100～40,400 (62,300)	
	西湊町通 1ノ町	公営	H11	9階建	ユニットバス 追焚不可	有	5 (1)	3DK	27,000～40,200 (62,000)	6,000
		改良	H11	9階建	ユニットバス 追焚不可	有	1 (0)	2LDK	27,000	
							12 (0)	3DK	27,000	
	西湊町通 2ノ町	改良	H11	6階建	ユニットバス 追焚不可	有	15 (2)	3DK	27,000	6,000
窪田町	公営	H11	5階建	ユニットバス 追焚不可	有	20 (0)	3DK	27,000～40,500 (62,600)	5,500	
シバ-ハウジング 早川町	公営	H6	6階建	ユニットバス 追焚不可	有	4 (0)	2LDK	28,400～42,300 (65,300)	5,500	
汐見台 ※住戸改善有	公営	S39	4階建	風呂釜有 (追焚可)	無	44 (8)	3DK	21,300～33,900 (52,400)	3,300	
宮浦 明石 9戸 0.7倍	明石	公営	S58	10階建	無	有	49 (0)	3DK	23,500～35,000 (54,000)	無
	宮浦	公営	S48	8階建	無	有	37 (0)	3DK	15,300～22,800 (34,700)	無

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5～令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5～令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれ
 た方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○風呂設備「無」の住宅では、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けるか、レンタルしてい
 ただく必要があります。(22ページ参照)

【江南区】

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
曾野木 亀田 16戸 3.8倍	曾野木 (A~D・そてつ棟 以外の1~3階)	公営	S44~ S48	5階建	無	無	96 (32)	2K	9,700~18,400 (20,500)	4,000
	曾野木 (A~D・そてつ棟 以外の4~5階)	公営	S44~ S48	5階建	無	無	64 (0)	2K	7,000~13,300 (20,500)	
	曾野木 (そてつ棟) ※住戸改善有	公営	S46	5階建	エットバス 追焚可	有	10 (2)	1LDK	17,100~26,300 (40,700)	
							30 (6)	2DK	18,200~27,300 (42,200)	
	曾野木 (D号棟)	公営	H12	3階建	エットバス 追焚不可	無	3 (1)	2DK	23,600~35,200 (54,300)	
曾野木 (A・C号棟)	公営	H10~ H12	12階建	エットバス 追焚不可	有	22 (1)	1DK	18,200~30,500 (47,100)		
						57 (2)	2DK	25,200~37,700 (58,300)		

居室数3室以上(単身者申込不可)

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
曾野木 亀田 26戸 1.3倍	曾野木 (A~D・そてつ棟 以外の1~3階)	公営	S45~ S48	4~5階建	無	無	348 (116)	3K 2LDK	12,600~27,800 (31,400)	4,000
	曾野木 (A~D・そてつ棟 以外の4~5階)	公営	S45~ S48	4~5階建	無	無	224 (0)	3K 2LDK	9,000~17,900 (27,700)	
	曾野木 (B・D号棟)	公営	H10~ H12	3階建	エットバス 追焚不可	無	22 (6)	3DK	27,800~44,100 (68,100)	
	曾野木 (A・C号棟)	公営	H10~ H12	12階建	エットバス 追焚不可	有	64 (1)	3DK	29,000~44,600 (68,900)	
	亀田大月	公営	S57	3階建	無	無	36 (12)	3DK	21,100~31,400 (46,900)	3,500
	亀田向陽	公営	H26 ※1	6階建	エットバス 追焚可	有	6 (1)	2DK	26,700~39,700 (61,300)	3,700
41 (6)							3DK	31,000~48,600 (75,000)		

※1 亀田向陽住宅は子育て世帯向住宅のみ(単身での申込はできません)。

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○風呂設備「無」の住宅では、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けるか、レンタルしていただく必要があります。(22ページ参照)

【秋葉区】 ★…期限付入居対象外住宅

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
新津 小須戸 13戸 5.8倍	新津新栄町 (木造1・2号棟)	公営	H12	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	8 (8)	1DK	13,100~20,000 (30,900)	3,800
	新津新栄町 (木造3~5号棟)	公営	H13~ H16	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	8 (2)	2DK	18,300~27,900 (43,100)	
	新金沢町	公営	H8~ H10	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	12 (12)	1DK	11,200~17,300 (26,800)	3,000
							30 (10)	2DK	15,500~23,600 (36,400)	
	新津田島	公営	H24	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	10 (5)	1DK	16,600~24,800 (38,300)	3,000
							18 (9)	2DK	20,400~30,400 (47,000)	
	中新田	公営	H11	3階建	ユニットバス 追焚可	無	15 (5)	2DK	17,900~27,000 (41,700)	2,700
	西島 (6号棟)	公営	H14	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	4 (4)	1DK	11,300~17,200 (26,600)	2,700
西島 (1~5号棟)	公営	H11~ H13	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	10 (0)	2DK	15,100~23,000 (35,500)		
小須戸 文京町 ★	公営	H22~ H23	木造 2階・ 平屋建	ユニットバス 追焚可	無	28 (19)	1DK	14,900~22,200 (34,300)	2,800	
						28 (17)	2DK	18,800~28,100 (43,300)		

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○住宅名の下に★マークがある住宅は、期限付入居の対象外となります。

【秋葉区】 ★…期限付入居対象外住宅

居室数3室以上（単身者申込不可）

（単位：戸）

（住宅・駐車場 単位：円）

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
新津 小須戸 12戸 2.8倍	新津新栄町 (1~5号棟)	公営	S48~ S52	4階建	風呂釜有 (追焚可)	無	104 (26)	3K	13,200~24,200 (37,400)	3,800
	新津新栄町 (木造1~5号棟)	公営	H12~ H16	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	8 (4)	3DK	23,000~35,400 (54,600)	
	新金沢町	公営	H8~ H10	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	16 (10)	3DK	19,600~29,900 (46,200)	3,000
	新津田島	公営	H24	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	10 (5)	3DK	25,300~37,700 (58,300)	3,000
	中新田	公営	H12	3階建	ユニットバス 追焚可	無	12 (4)	3DK	22,300~33,500 (51,700)	2,700
	西島	公営	H11~ H15	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	12 (10)	3DK	19,100~29,500 (45,500)	2,700
	小須戸本町 ★	公営	H2~H3	3階建	ユニットバス 追焚可	無	12 (4)	3LDK	26,600~40,200 (62,000)	2,800
	小須戸 大川前 ★	公営	H9	3階建	ユニットバス 追焚可	有	6 (0)	2LDK	26,700~39,800 (61,400)	2,800
	小須戸 文京町 ★	公営	H22~ H23	木造 2階・ 平屋建	ユニットバス 追焚可	無	12 (8)	3DK	21,600~32,200 (49,700)	2,800

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○住宅名の下に★マークがある住宅は、期限付入居の対象外となります。

《南区》



【白根地域】
新鯉淵住宅

【南区】 ★…期限付入居対象外住宅

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
白根 5戸 1.8倍	新鯉潟 ★	公営	H23～ H24	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	12 (6)	1DK	12,300～18,400 (28,400)	3,300
							22 (10)	2DK	16,400～24,400 (37,700)	

居室数3室以上 (単身者申込不可)

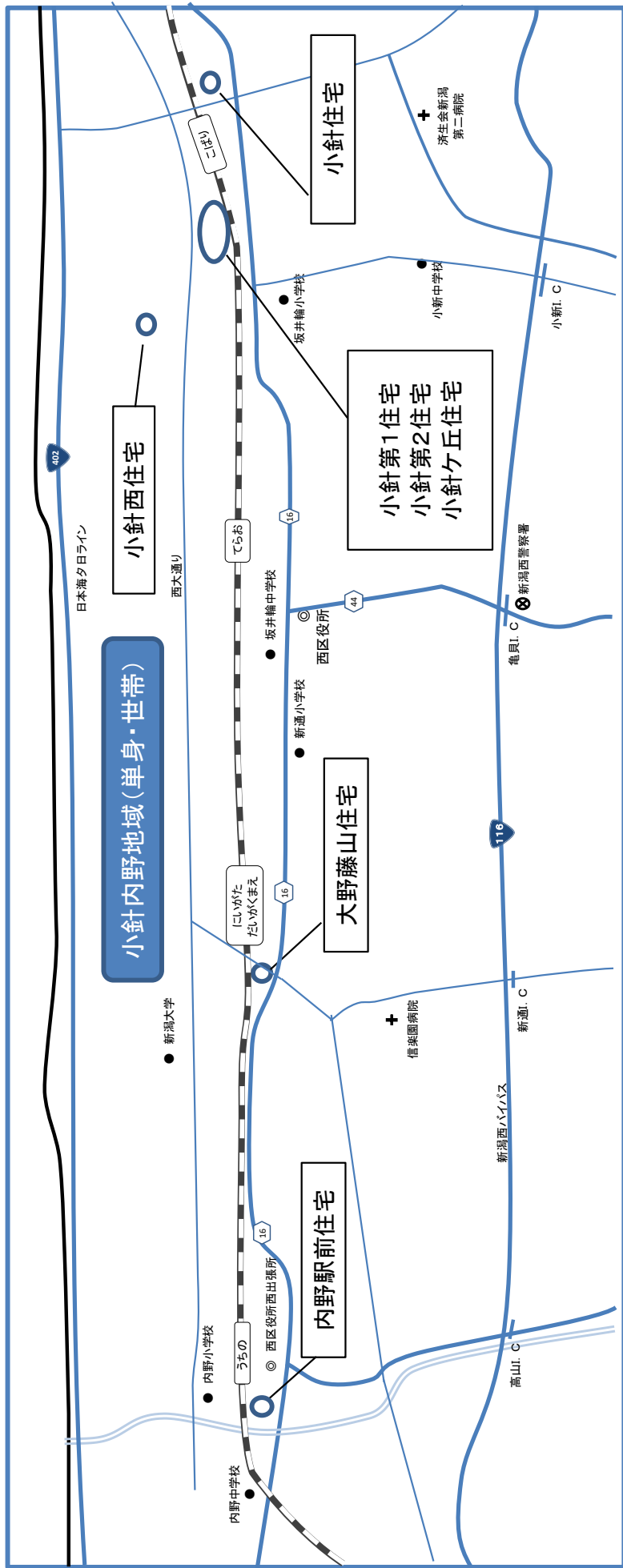
(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
白根 0戸 -倍	新鯉潟 ★	公営	S53～ S54	2階建	風呂釜有 (追焚可)	無	27 (マイネット)	3DK	16,200～26,000 (26,600)	3,300
			H23～ H24	木造 2階建	ユニットバス 追焚可	無	11 (5)	3DK	21,400～31,900 (49,300)	

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5～令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5～令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○住宅名の下に★マークがある住宅は、期限付入居の対象外となります。

《西区》



【小針内野地域】(子育て有)

小針第1住宅、小針第2住宅、小針住宅、小針ヶ丘住宅、小針西住宅、大野藤山住宅、内野駅前住宅

【西区】

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
小針 内野 12戸 6.9倍	小針第1 (A棟)	公営	H5	5階建	ユニットバス 追焚不可	有	5 (1)	2DK	23,000~34,300 (53,000)	5,500
	小針第1 (B・C棟)	公営	H6	3階建	ユニットバス 追焚不可	無	5 (5)	2DK	23,300~34,700 (53,600)	
	小針第2	公営	H8~ H10	3~5 階建	ユニットバス 追焚不可	有	13 (1)	2DK	22,300~35,700 (55,100)	5,500
	小針	公営	S32	3階建	無	無	18 (6)	2K	8,800~13,100 (14,000)	無
	小針ヶ丘	公営	S33	3階建	無	無	18 (6)	2K	11,300~16,900 (22,600)	
	小針西	公営	S35~ S36	3階建	無	無	36 (12)	2DK	9,500~14,800 (15,400)	

居室数3室以上(単身者申込不可)

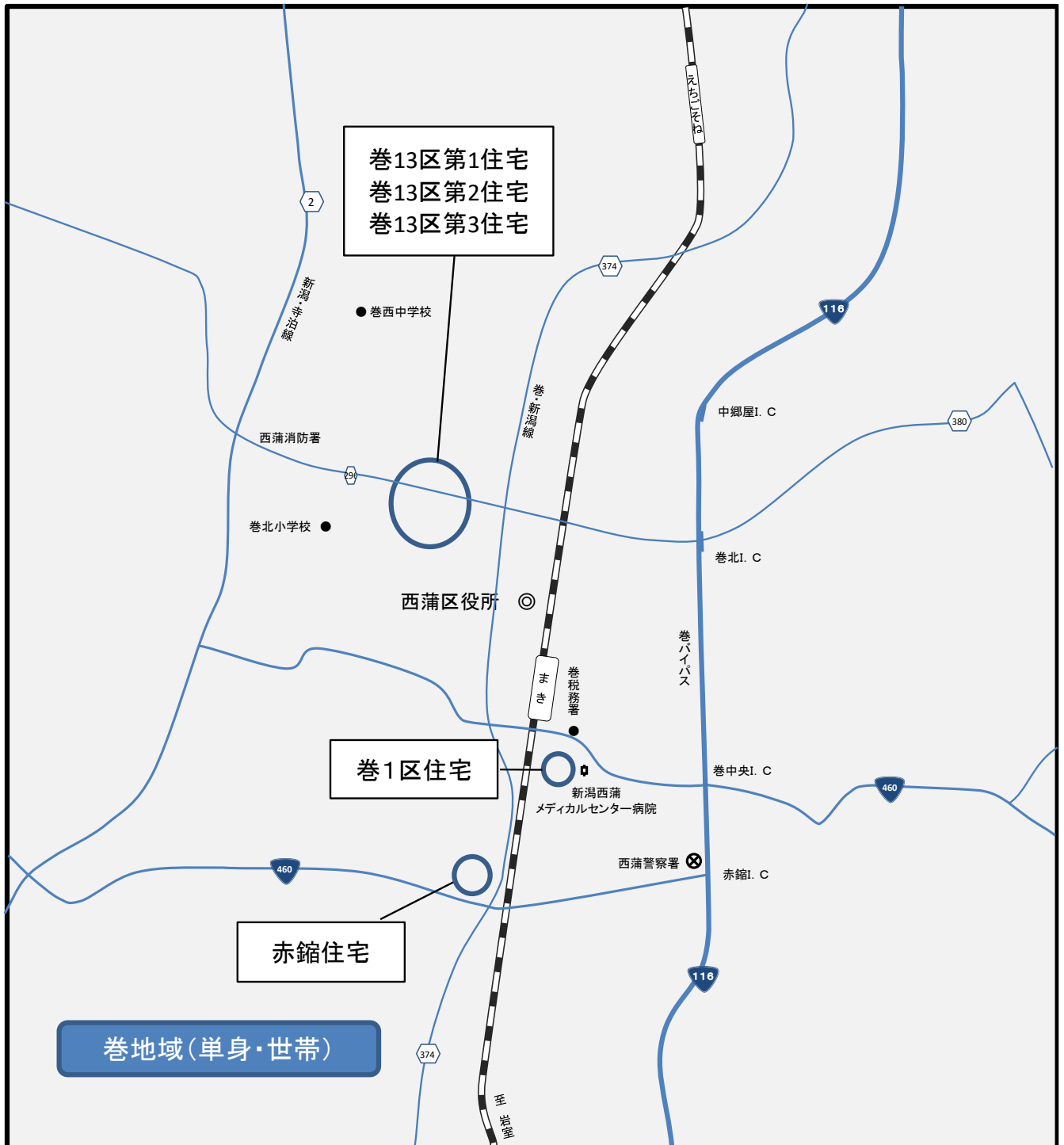
(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用開始	構造	風呂設備	エレベータ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
小針 内野 26戸 0.9倍	小針第1 (A棟)	公営	H5	5階建	ユニットバス 追焚不可	有	9 (1)	2LDK	24,900~40,000 (61,700)	5,500
							10 (2)	3DK	27,700~41,300 (63,700)	
	小針第1 (B・C棟)	公営	H6	3階建	ユニットバス 追焚不可	無	25 (5)	3DK	28,200~44,800 (69,200)	5,500
	小針第2	公営	H8 ~ H10	3~5 階建	ユニットバス 追焚不可	有	11 (3)	2LDK	28,400~42,400 (65,400)	
							42 (10)	3DK	27,600~44,500 (68,600)	
	大野藤山	公営	S55	3~4 階建	無	無	53 (15)	3DK	20,500~30,500 (45,500)	無
内野駅前	公営	H5	6階建	ユニットバス 追焚不可	有	29 (0)	3DK	27,300~43,300 (66,800)	4,600	

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○3階建以上の住宅の1階(おもいやり住宅)の募集は、高齢者等(S41.3.31以前に生まれた方がいる世帯・階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯)に限定されます。
 ○風呂設備「無」の住宅では、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けるか、レンタルしていただく必要があります。(22ページ参照)

《西蒲区》



【巻地域】

巻1区住宅、巻13区第1住宅、巻13区第2住宅、
巻13区第3住宅、赤鋸住宅

※巻地域では、居室数2室、3室ともに戸数が少なく、空部屋が出にくい状況です。
(次ページ参照)

【西蒲区】★…期限付入居対象外住宅

居室数2室以下

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	ILハ -タ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
巻 2戸 1.5倍	巻1区 ★	公営	H27	2階建	ユニットバス 追焚可	無	8 (4)	2DK	19,000~28,300 (43,700)	3,300
	巻13区第2 ★	公営	S61	2階建	風呂釜有 (追焚可)	無	4 (2)	1K	9,400~13,000 (13,000)	無
	巻13区第3 ★	公営	S63	2階建	風呂釜有 (追焚可)	無	6 (3)	1K	10,000~12,800 (12,800)	無
			S63	平屋建	風呂釜有 (追焚可)	無	2	2DK	11,400~16,000 (16,000)	

居室数3室以上(単身者申込不可)

(単位:戸)

(住宅・駐車場 単位:円)

地域 (戸数) (倍率)	住宅名	種別	供用 開始	構造	風呂 設備	ILハ -タ	戸数 (うち1F)	間取	家賃 (所得上限緩和 世帯最高額)	駐車場
巻 0戸 -倍	巻1区 ★	公営	H27	2階建	ユニットバス 追焚可	無	4 (2)	3DK	24,700~36,800 (56,800)	3,300
	巻13区第1 ★	公営	S56	平屋建	風呂釜有 (追焚可)	無	4	3DK	17,300~28,300 (29,100)	無
	巻13区第3 ★	公営	S63	平屋建	風呂釜有 (追焚可)	無	1	3DK	22,300~31,300 (31,300)	無
	赤縮 ★	公営	S57 ~58	平屋建	風呂釜有 (追焚可)	無	5	3DK	16,400~24,500 (28,900)	無

- 地域名の下に記載している戸数は、令和5~令和7年度合計の空家抽選戸数です。
 ○倍率は、令和5~令和7年度合計の抽選会出席人数を上記の戸数で割った数値です。
 ○住宅名の下に★マークがある住宅は、期限付入居の対象外となります。

市営住宅入居申込変更届について

- 1 申込取消の場合は1、内容変更の場合は2を○で囲んでください。
- 2 太線の枠内は必ず記入してください。
- 3 変更の場合は、表の左側の変更事項を○で囲み、囲んだ右側の欄に変更前・変更後の内容を記入してください。
- 4 同居しようとする親族に係る出生等の変更がある場合は、変更後の内容を記載してください。
- 5 各抽選会案内は申込締切日までに受け付けした届出により郵送しますので、各抽選会の申込締切日までに各区役所建設課・市営住宅サービスセンターへ提出してください。
- 6 郵送の場合は各抽選会申込締切日必着で市営住宅サービスセンターへ郵送してください。

市営住宅入居申込変更届は右ページ(47ページ)です。
切り離していただくか、コピーしてお使いください。



はなのこまち
花野も町



まさだんころう
笹団五郎

市営住宅入居申込変更届

受付窓口收受印欄

(宛先) 新潟市長

(1・2どちらかを○で囲んでください。太枠線内は必ず記入してください)

- 市営住宅の入居申込をしていましたが、取り消しますので届け出ます。
- 市営住宅入居申込書に記載した事項に変更がありましたので届け出ます。

フリガナ	
申込者氏名	

申込者番号	

※自署する場合は押印を省略することができます

変更事項 (○で囲む)	変更前 (太枠線内を除き変更のあった事項だけ記載)	変更後 (変更のあった事項だけ記載)
郵便番号	〒 —	〒 —
自宅住所	(新潟市内の場合は区名から記載) 都道 市区 府県 町村	(新潟市内の場合は区名から記載) 都道 市区 府県 町村
自宅電話番号	() —	() —
携帯電話番号	() —	() —
希望居室数	<input type="checkbox"/> 2室以下 <input type="checkbox"/> 3室以上(单身不可)	<input type="checkbox"/> 2室以下 <input type="checkbox"/> 3室以上(单身不可)
月額所得	<input type="checkbox"/> 158,000円以下 <input type="checkbox"/> 158,000円を超え 259,000円以下	<input type="checkbox"/> 158,000円以下 <input type="checkbox"/> 158,000円を超え 259,000円以下
申込地域 (一つだけ○で囲む)	豊栄松浜町 山の下 藤見町 中山 新石山 石山 新潟島 宮浦明石 曾野木亀田 新津小須戸 白根 小針内野 巻	豊栄松浜町 山の下 藤見町 中山 新石山 石山 新潟島 宮浦明石 曾野木亀田 新津小須戸 白根 小針内野 巻
子育て世帯向住宅への入居希望	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
おもしろい住宅への入居者資格要件	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者等 <input type="checkbox"/> 資格なし	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者等 <input type="checkbox"/> 資格なし
抽選優遇 (重複適用はありません)	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 母子(父子)世帯 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 1～4級 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 難病患者等 <input type="checkbox"/> 多子世帯 <input type="checkbox"/> DV被害者世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待被害者世帯 <input type="checkbox"/> その他法令等で定められた世帯	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 母子(父子)世帯 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 1～4級 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 難病患者等 <input type="checkbox"/> 多子世帯 <input type="checkbox"/> DV被害者世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待被害者世帯 <input type="checkbox"/> その他法令等で定められた世帯

(切り取り線)

同居しようとする親族に係る変更	フリガナ 氏	フリガナ 名	続柄	生年月日	障がい等		
出生 死亡 転入 転出 その他()				年 月 日 () 歳	無	身()級 精()級 知()	難病
出生 死亡 転入 転出 その他()				年 月 日 () 歳	無	身()級 精()級 知()	難病

- 注意
- 同居しようとする親族に係る変更がある場合は、変更後の内容を記載してください。
 - 各抽選会案内は申込締切日までに受け付けした届出により郵送しますので、各抽選会の申込締切日までに各区役所建設課・市営住宅サービスセンターへ提出してください。
 - 郵送の場合は各抽選会申込締切日必着となります。以下の宛先へ郵送してください。

<変更前の申込地域が 豊栄松浜町・山の下・藤見町・中山・新石山・石山の方の宛先>

〒950-0088 中央区万代 4-1-8 文光堂ビル 2F 万代サービスセンター

<変更前の申込地域が 新潟島・宮浦明石・曾野木亀田・新津小須戸・白根・小針内野・巻の方の宛先>

〒951-8131 中央区白山浦 1-614-5 白山ビル 1F 白山サービスセンター

市営住宅の問合せ・申込み先

■ 問合せ・申込受付窓口（郵送での申込み可）

【平日：8:30～18:00、土曜日：8:30～12:00】 ※ 休祝日除く

担当区	窓口	指定管理者	住所(申込書送付先)	電話番号
北区・東区	万代サービスセンター	大成有楽・三愛ビル管理共同企業体	〒950-0088 中央区万代4丁目1番8号 文光堂ビル2階	025-374-5410
上記以外の区	白山サービスセンター	(株)新潟ビルサービス	〒951-8131 中央区白山浦1丁目614番地5 白山ビル1階	025-234-5252

■ お風呂レンタルについて

【平日：8:30～17:15】

窓口	住所	電話番号
新潟県住宅供給公社	〒950-0965 中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル2階	025-285-6111

■ 申込受付窓口（窓口での申込みのみ受付、郵送不可）

※ 下記でも申込みは可能ですが、市営住宅についての詳しい説明はできません。
詳しい説明については、上記市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

【平日：8:30～17:30】

区役所	担当課・係	所在地
北区役所	建設課・まちづくり係	北区東栄町1丁目1番14号 (北区役所 2階)
東区役所	建設課・管理係	東区下木戸1丁目4番1号 (東区役所 1階)
中央区役所	建設課・管理係	中央区西堀通6番町866番地 (NEXT21 5階)
江南区役所	建設課・まちづくり整備グループ	江南区泉町3丁目4番5号 (江南区役所 2階)
秋葉区役所	建設課・管理係	秋葉区程島2009番地 (秋葉区役所 4階)
南区役所	建設課・管理係	南区白根1235番地 (南区役所 3階)
西区役所	建設課・管理係	西区寺尾東3丁目14番41号 (西区役所 3階)
西蒲区役所	建設課・管理係 (※庁舎建替えのため、3月中に移転します。右記をご参照ください。)	3/19まで 西蒲区巻甲2690番地1 (西蒲区役所A棟 3階) 3/23から 西蒲区旗屋585番地1 (西川出張所 1階)

■ 市役所担当課

新潟市建築部住環境政策課公共住宅管理係

(R8.3.6版)